

○ 財務省告示第 235 号

国債証券買入銷却法（明治 29 年法律第 5 号）第 2 条の規定に基づき、同法第 1 条第 1 項の規定により令和 5 年 8 月 18 日に買入消却した国債の名称等を別表のとおり告示する。

令和 5 年 9 月 22 日

財務大臣 鈴木 俊一

(別表)

国債の名称	記号	額面金額の総額	額面金額 100 円 当たりの買入価格
利付国庫債券 (物価連動・10 年)	第 26 回	1,800,000,000 円	105.39 円
〃	第 27 回	3,000,000,000 円	105.44 円
〃	第 27 回	3,700,000,000 円	105.59 円
〃	第 27 回	1,000,000,000 円	105.63 円
〃	第 28 回	1,000,000,000 円	105.13 円
〃	第 28 回	1,500,000,000 円	105.18 円
〃	第 28 回	1,500,000,000 円	105.23 円
〃	第 28 回	1,500,000,000 円	105.27 円
〃	第 28 回	1,000,000,000 円	105.28 円
〃	第 28 回	1,500,000,000 円	105.32 円
〃	第 28 回	1,000,000,000 円	105.34 円

〃	第 28 回	1,500,000,000 円	105.37 円
合 計		20,000,000,000 円	